

## 公告第 142 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 6 月 8 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 ¥5,247,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告の日の 6 年前の日から参加申込書の提出期限までの間に、地方公共団体の保育行政に関する計画等を策定する契約を締結した実績を有し、それを誠実に履行した者であること。

### 第 3 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務【入札関係】（各課の入札対象案件）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

### 第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市こども部保育課保育所管理係

電話 024-924-3541 ファクシミリ 024-924-3802

メールアドレス hoiku-kanri@city.koriyama.lg.jp

### 第 5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 5 時まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎 3 階 郡山市こども部保育課

3 提出方法 郵送又は持参による。

※郵送の場合は、書類等の配達完了の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効にする。なお、発送した際には、その旨を担当部署に電話で連絡すること。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

1 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（令和8年6月4日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第5号の規定により免除する。

4 契約書の作成を要する。

5 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 提出された書類等による審査とし、企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等審査結果通知までにヒアリングを実施する場合がある。

- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 7 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。
- 8 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。

# 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務 仕様書

## 1 業務名

郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務

## 2 目的

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき2020（令和2）年3月に策定された『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』及び2016（平成28）年に策定された『郡山市公共施設等総合管理計画』を着実に推進していくため、保育・幼児教育に関する施策の基本方針となる『郡山市保育・幼児教育ビジョン』（以下、「本ビジョン」という。）を2021（令和3）年11月に策定した。

本ビジョンの策定後、2024（令和6）年12月12日には、こども家庭庁からの事務連絡「保育政策の新たな方向性」についてにより、国の今後の保育政策の在り方が示され、2025（令和7）年3月には、本ビジョンの上位計画である『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』に続く『郡山市こども・若者計画』（以下、「こ・若計画」という。）が策定され、本市の総合計画や関連する各計画も更新・見直しが行われている。

上記の状況を踏まえ、保育・幼児教育に関する施策の基本方針を見直しするため、これまでの基本方針に関する課題を踏まえ、本ビジョンを改定する。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）データの収集・現状分析と課題の整理

必要なデータを収集し、本市の保育・幼児教育の現状と課題、今後想定される状況等について分析を行い、その結果を本ビジョンの改定に反映させるための整理を行う。

- 本ビジョンに掲げる基本方針や取組みの方向性に関する状況
- 市民ニーズ（本市が令和6年度に実施した「郡山市こども・若者計画策定にかかる各種アンケート調査」の結果データ等）
- 人口動態及び就学前児童数の推移と今後の見通し
- 女性の就業の状況と今後の見通し
- 障がい児等特別な配慮が必要な児童の状況
- 本市の保育所申し込み状況及び待機児童の状況・需要量の今後の見通し
- 本市の保育・幼児教育施設及びサービスの状況
- 本市の公立保育所の状況
- 本市の財政の状況と今後の見通し
- こおりやま広域圏内市町村の状況
- 国や県の動向及び他自治体の先進的な取り組み

なお、将来推計及び分析にあたっては、本市の各種計画との整合性を確保すること。

## (2) アンケート調査

市内保育・幼児教育施設及び施設の保育・幼児教育従事者へのアンケート調査を実施し、回答の集計及び分析を行い、本ビジョンの改定に反映させること。

### ア 想定調査対象

- ①市内保育・幼児教育施設 154 施設
  - ②上記施設の保育・幼児教育従事者 約 2,000 名
- ※調査対象数は調整により変更することがある。

### イ 調査方法

インターネットでの調査とし、受注者が回答フォームを作成するとともに、回収率を確保するための工夫及び同一の調査対象者からの重複回答を防止するための措置を講じること。

### ウ 調査項目等

アンケート調査の具体的な設問内容については、本ビジョン策定時の内容を主体とし、その設問及び結果を再分析し比較検討できるようにすること。

また、国及び県の指針等との整合性や本市の関連計画に配慮しながら、必要と思われる調査内容を発注者と調整の上で確定するものとする。

## (3) 本ビジョンの改定骨子案・素案作成

改定骨子案・素案は、こ・若計画との整合性を確保し、(1)で行った分析・整理及び(2)のアンケート調査をもとに、目指すべき姿(目標)と、そのために今後必要となる具体的取組等次に掲げる事項を含めて作成する。

- 本ビジョン改定の趣旨・経過・位置づけ
- 本市の現状と課題
- 本ビジョンの基本的な考え方(基本理念や目指す子ども像等)
- 保育・幼児教育サービスの質の向上・確保
- 多様なニーズに対応した保育の充実
- 待機児童対策
- 量の見込みに応じた保育・幼児教育施設の最適化
- 公立保育所の今後の方向性
- 家庭や地域の子育て支援の取組の推進

なお、こ・若計画の計画期間が終了し見直しされる際には、改定後本ビジョンを統合させることを視野に入れ素案を構成すること。

## (4) 郡山市子ども・子育て会議での支援

郡山市子ども・子育て会議の開催に当たり、資料作成、必要な助言等、発注者に対し事前調整の支援を行うこと。

また、討議結果をその後の作業に反映させること。

会議開催の想定時期	想定する議題
令和8年8月下旬	改定する本ビジョンの骨子説明・アンケート報告
10月中旬	改定する本ビジョンの素案説明
11月下旬	改定する本ビジョンの素案説明(2回目)
12月下旬	パブリックコメントの実施報告
令和9年2月中旬	パブリックコメントの結果報告、本ビジョン改定案報告

(5) 本ビジョン改定最終案等の作成

上記(1)～(4)及びパブリックコメント結果を反映させ、次期計画最終案の作成及び補修正をする。

5 成果品

(1) アンケートの調査結果報告書データ

(2) 郡山市子ども・子育て会議等各種検討用資料データ

(3) 改定版本ビジョンデータ及び冊子 100 部

A4 判 80 頁程度、表紙（光沢紙）、本文（上質紙）、カラー

(4) 改定本ビジョン概要版データ

※上記成果品は、全て Word や Excel、PowerPoint など、加工可能なデータで納品すること。

6 報告及び協議

受注者は、本業務の遂行に当たって、発注者に進捗状況を随時報告し、必要に応じて適宜協議するものとする。

7 著作権の帰属

本業務で作成された成果品及びデータの著作に関する権利は、発注者に帰属するものとする。

8 情報セキュリティの確保

本業務の遂行に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）、郡山市情報セキュリティポリシー等の関係法令及び規則等を遵守すること。

9 その他

(1) 受託者は、業務完了後、受託者の過失及び疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合、郡山市が必要と認める補修正及びその他必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。

(2) 受託者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、郡山市にその氏名を書面で通知するものとする。

また、これらの者を変更した時も同様とする。

なお、業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

(3) 業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

(4) 業務実施に当たり、知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。

契約終了後も同様とする。

(5) 本仕様に定めのないものについては、双方協議の上決定する。